

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年8月10日

評価者：川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	多摩区第2グループ
【内訳】	
	こども文化センター わくわくプラザ
	錦ヶ丘こども文化センター 南生田小学校わくわくプラザ
	生田小学校わくわくプラザ
	三田こども文化センター 三田小学校わくわくプラザ
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
業務の概要	こども文化センター・わくわくプラザの管理運営
指定管理者	名称：公益財団法人かわさき市民活動センター 代表者：理事長 小倉 敬子 住所：川崎市中原区新丸子東3-1100-12
所管課	多摩区役所 こども支援室

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

評価項目	事業実施状況等
1 市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>仕様書に記載された事業実施に関する基本的な考え方を踏まえ、適切な運営が行われており、職員配置についても、仕様書で示した基準をクリアした数が配置され、利用者支援体制が整備されている。</p> <p>業務内容としては、一人ひとりの子どもの人権を尊重し、子どもに健全な遊びを提供するとともに、地域の市民活動の拠点施設として、地域の関係団体、市民団体等を結びつけ、子どもたちの成長を地域社会全体で見守る事業展開が図られている。</p> <p>第2グループは、情操を高める取組として「人形劇鑑賞会」を開催や、キャンプの開催における火おこしや野外調理の経験など、乳幼児から高校生まで幅広い年齢層が参加できるイベントを開催するなど魅力的な行事が多い。また、こども文センターは、多数の地域住民や大学生等ボランティアに支えられながら企画・運営できるコミュニティの核となる施設としての役割も担っている。</p> <p>【グループごとに特筆できる事業】 「ホタルの国 de ナイトハイク」「星空のミタチッタ（映画）」</p> <p>利用者も平成26年度は117,800人となっており、指定管理期間初年度の平成23年度と比較して15,043人の増加となっており、より多くの方々に施設の利用機会を提供している。</p>
2 当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画に基づいて施設運営が概ねなされた。利用者サービスの向上のため「こども運営会議」を毎月開催し、事業目的の達成度を検証し、改善にも取り組んだ。また、こども文化センターイベント等終了後に参加者アンケートも実施し、事業成果の把握に努めた。
3 特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>各施設とも必要な法定点検は確実に実施されており、施設の日常的な管理は適切に行われている。また、災害時等の対応についてもマニュアルの作成周知が各館ごとに実施されており、防犯については、総括責任者を中心として安全パトロールを実施するなど地域も交えての安全対策に積極的に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターにおいては、利用者も参加した避難訓練を年2回実施し、わくわくプラザにおいても、年2回実施した ・わくわくプラザではおやつ提供も行うことから、法人独自で、アレルギーに関する研修を行うと共に、保護者から児童のアレルギー情報を事前に確認などを行い安全対策を講じている。
4 更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所としての施設だけでなく、地域住民が集えるイベントや施設利用の促進活動に取り組み、地域社会全体で子どもを見守る機運を高めること。 ・小中学校、PTA並びに地元自治会などと連携して施設のさらなる円滑な運営を検討すること。 ・こども・若者が抱える課題への対応、わくわくプラザ利用者ニーズへの対応なども今後検討すること。

3. これまでの事業に対する検証

検証項目	検証結果																		
1 所管課による適切なマネジメントは行われたか。	毎月の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査（現地ヒアリング等を含む）を行うとともに、管理運営上の各種問題発生時の指導その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施した。																		
2 制度活用による効果はあったか。	<p>指定管理者制度で施設運営することにより、保護者の多様なサービスニーズへの対応、施設利用者への柔軟な提供サービスの向上が図られている。 制度を検証するため、【利用者数】と【市からの支出経費】を比較した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>錦ヶ丘こ文</th> <th>三田こ文</th> <th>南生田わく</th> <th>生田わく</th> <th>三田わく</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>22,390</td> <td>36,760</td> <td>21,872</td> <td>10,411</td> <td>11,324</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>19,754</td> <td>47,207</td> <td>21,864</td> <td>12,619</td> <td>16,356</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用者数は、平成23年度と比較して増加している。（錦ヶ丘こ文を除く）</p> <p>【市からの支出経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 2,910,032千円 平成22年度 2,738,507千円 平成26年度 2,881,093千円 <p>（平成22年度は、こども文化センターごとの指定管理者であり。現在とわくわくプラザのグループ分けも異なることから、ふれあい館・桜本こども文化センターを除く全指定管理料の合計である。）</p> <p>※平成22年度と平成26年度を比較すると、消費税増税や最低賃金制度の導入等により、指定管理料は増額しているが、利用者数等を考慮した場合、その伸び率に比較して、経費は抑えられている。また、指定管理者制度導入前と比較してもトータルとしては、経費は下回っており、節減効果があったといえる。</p>		錦ヶ丘こ文	三田こ文	南生田わく	生田わく	三田わく	H23	22,390	36,760	21,872	10,411	11,324	H26	19,754	47,207	21,864	12,619	16,356
	錦ヶ丘こ文	三田こ文	南生田わく	生田わく	三田わく														
H23	22,390	36,760	21,872	10,411	11,324														
H26	19,754	47,207	21,864	12,619	16,356														
3 当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>グループ制を採用することで、一定程度児童の生活エリアに密着した施設運営ができてあり、こども文化センターとわくわくプラザを同一法人が運営することで、児童の成長を見守りながらの支援も可能となっている。</p> <p>また、その年度により利用児童数・障害児数が変動する中、民間法人の柔軟性を生かし、人の配置や支援内容を状況に合わせて対応できていることもあり、指定管理者制度を継続することが適当であると考えられる。</p> <p>今後の検討課題としては、わくわくプラザにおいて、個別対応が必要な障害児の利用が増えており、安心・安全に過ごせるような環境の整備の検討が求められる。</p> <p>さらに、2-4で示したとおり、こども・若者が抱える課題への対応等こども文化センターのあり方・将来像の検討が必要である。</p>																		
4 指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>当該施設の運営については指定管理者制度の導入以降、指定管理者の持つノウハウにより、利用者ニーズに対応し、多くの利用者に来館していただいている。</p> <p>この結果からも、指定管理導入後も民間活用の成果があらわれていることから、指定管理者制度を引き続き活用することが適当である。</p>																		

4. 今後の事業運営方針について

利用者の増加や障害児の利用状況等によるスタッフ配置についても管理委託時に比べ、一定程度柔軟な対応を図ることができ、質の高いサービスを提供することができた。

今後も公の施設としての理念を尊重し、児童福祉施設としての役割を果たし、地域の市民活動をも担う施設としての場を提供するとともに、幅広い世代が参加できるイベント等のプログラムを含めた機会の提供を通じ、こどもたちの成長を地域全体で見守る意識啓発や地域人材の育成などにも積極的に事業展開していくことが求められている。

こどもたちの健康・体力の維持・増進に留意しながら、地域における幅広い世代の交流の場という重要な役割を担うことから、より魅力ある施設運営を図るために引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。

なお、こども・若者が抱える課題が複雑化するなど社会状況の変化に伴い、こども文化センターのあり方・将来像を早急に検討する必要があり、平成29年度までに施設のあり方・将来像を検討し、平成30年度には必要な見直しや事業者の募集・選定等を行い、平成31年度から諸課題に対応した施設の管理運営を実施するため、次期指定管理期間は3年間とする。